

居宅介護支援センター陽明園運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人緑星の里が開設する指定居宅介護支援センター陽明園（以下「支援センター」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、支援センターの介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 支援センターの介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「居宅介護サービス」という。）が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

（事業者の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 居宅介護支援センター 陽明園
- （2） 所在地 苫小牧市双葉町3丁目2番8号

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 支援センターに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）センター長 1名

センター長は、事業所の従事者の管理、その他の管理を行う。

- （2）管理者 1名（介護支援専門員兼務）

管理者は、指定居宅介護支援の利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握を行うとともに、従業者に支援センター運営に必要な指揮命令を行う。

- （3）介護支援専門員（3名 常勤職員のうち1名管理者と兼務）

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整などを行う。

- （4）事務職員 1名（常勤兼務職員）

事務員は必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 支援センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月31日より1月2日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(ア) 相談体制

支援センター内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。

(イ) 課題分析表の種類

利用者に対する居宅サービス計画原案作成のために使用する課題分析方法については、「全社協方式」等とする。

(ウ) 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

(エ) サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、専門的見地からの意見を求めるものとする。

(オ) 居宅サービス計画の作成

居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

(カ) 居宅訪問

居宅サービス計画にあたり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、1ヶ月に1回居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、居宅介護サービスの実施状況等を把握し、サービス計画の変更など、利用者が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。

(キ) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(ク) その他

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図るために前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び同一事業者によって提供されたものの割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し、利用者から署名を受けるものとする。

(費用等)

第7条 次条の事業の実施地域の交通費は徴収しない。

(事業の実施地域)

第 8 条 事業の実施地域は、苫小牧市の区域とする。

（事故発生時の対応）

第 9 条 支援センターは、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情・ハラスメント処理）

第 10 条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適正に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 支援センターは、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示を求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 支援センターは提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関しても国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 11 条 支援センターは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止のための従業者に対する研修の実施

（2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（3）その他虐待防止のための必要な措置

2 支援センターはサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等の高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の適正化の推進）

第 12 条 支援センターは身体拘束廃止に向けて次の措置を講ずるものとする。

（1）身体拘束廃止に向けた従業員に対する研修の実施

（業務継続計画）

第 13 条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護の提供が受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（衛生管理）

第 14 条 感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、

対応指針を作成し、掲示を行う。また研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営についての留意事項)

第15条 支援センターは、常に介護支援専門員の資質の向上をはかるための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 事業所の従業員は、業務上知りえた利用者又はその家族等に関する事項を個人情報保護法及び社会福祉法人緑星の里利用者個人情報管理規定により正当な理由なく第三者に開示しない。

3 退職者等が、業務上知り得た利用者またはその家族等に関する事項を個人情報保護法及び社会福祉法人緑星の里利用者個人情報管理規定により正当な理由なく第三者に開示しないよう、必要な措置を講じる。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人緑星の里と支援センターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成	12年	4月	1日より施行する。
この規程は平成	12年	7月	1日より施行する。
この規程は平成	13年	1月	24日より施行する。
この規程は平成	13年	12月	1日より施行する。
この規程は平成	14年	7月	1日より施行する。
この規程は平成	15年	1月	1日より施行する。
この規程は平成	15年	4月	1日より施行する。
この規程は平成	18年	4月	1日より施行する。
この規程は平成	19年	4月	1日より施行する。
この規程は平成	20年	4月	1日より施行する。
この規程は平成	22年	4月	1日より施行する。
この規程は平成	22年	5月	1日より施行する。
この規程は平成	26年	8月	1日より施行する。
この規程は平成	26年	12月	1日より施行する。
この規程は平成	27年	1月	1日より施行する。
この規程は平成	27年	4月	1日より施行する。
この規程は平成	28年	4月	1日より施行する。
この規程は平成	28年	12月	14日より施行する。
この規程は平成	30年	4月	1日より施行する。
この規程は令和	4年	4月	1日より施行する。
この規程は令和	6年	4月	1日より施行する。